

事業者の皆様へ

事業系ごみ ガイドブック

～資源化・適正処理について～

東 海 市

事業者の責務

事業所から出る廃棄物は責任もって処理してください

事業活動に伴って生じた廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）」及び「東海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第2条）」において、**事業者自らの責任において適正に処理**しなければならないと定められています。更に、法（第3条第3項）では、**廃棄物の減量に関し、国及び地方公共団体の施策に協力**しなければならないとされています。

事業者とは

事業所（個人営業も含む）・商店・飲食店・工場・ホテル等営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院・学校・官公庁・社会福祉施設等公共サービスを営む者も含まれます。なお、事業活動は、事業所のほか、宗教団体・非営利団体・PTA等家庭以外で行われるすべての活動を指します。

ごみ指定袋やごみ集積場所は使用できません

東海市のごみ指定袋や粗大ごみシールは、**家庭の日常生活から出たごみ**を収集・処理するための制度です。**事業者が使うことはできません。**また、事業ごみは、ごみの規模に関わらず事業者の責任で処理しなければならないため、処理できる施設に自己搬入するか、許可を持つ収集運搬業者に委託してください。

店舗併用住宅の場合

自宅に店舗や事業所がある場合、事業活動で出た事業系ごみと日常生活から出た家庭系ごみに分別してください。家庭系ごみは市で収集するので地域のごみ集積場所に出してください。事業系ごみは事業者の責任で適正処理してください。

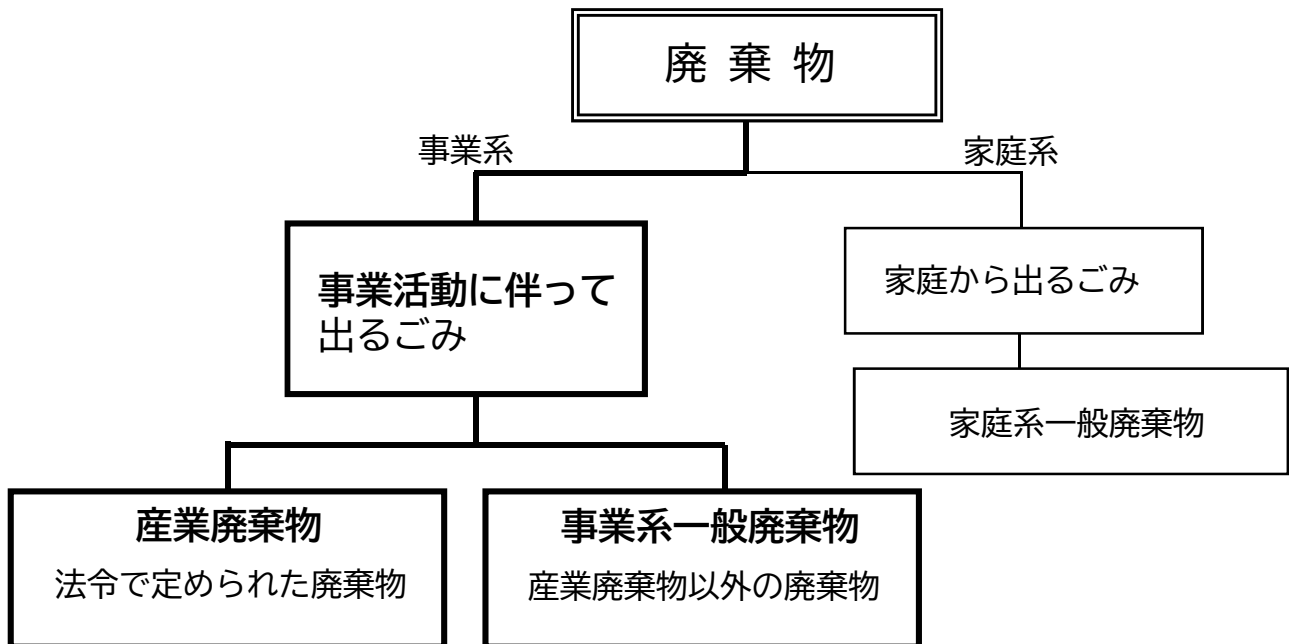
不法投棄・野外焼却の禁止

廃棄物を不法投棄したり、野外焼却（野焼き）をしたりすることは、法により禁止されています。これらに違反した場合、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金またはその両方が課せられます。**

（法第25条、第32条）

事業系ごみの分類

事業系ごみの区分



どんな事業活動でも 産業廃棄物になるもの	
①	燃え殻
②	汚泥
③	廃油
④	廃酸
⑤	廃アルカリ
⑥	廃プラスチック類
⑦	ゴムくず
⑧	金属くず
⑨	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず
⑩	鋳さい
⑪	がれき類
⑫	ダスト類（ばいじん）
⑬	産廃を処分するために処理した もので他の産廃に分類されない もの

特定の事業活動（業種）で 産業廃棄物になるもの	
⑭	紙くず
⑮	木くず
⑯	繊維くず
⑰	動植物性残さ
⑱	動物系固形不要物
⑲	動物のふん尿
⑳	動物の死体

特定の事業活動（業種）にあたら
ない場合は、
「事業系一般廃棄物」となります

※特定の事業活動（業種）についてはP. 4へ

どんな事業活動でも産業廃棄物になるもの

品目	例	注意点
① 燃え殻	焼却灰等の燃えかす、炉清掃排出物、活性炭等	・泥状になった活性炭は汚泥
② 汚泥	排水処理や各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、ビルピット汚泥、建設汚泥等	・し尿を含むビルピット汚泥は一般廃棄物
③ 廃油	エンジン油等の鉱物性油、天ぷら油・ラード等の動植物性油、潤滑油、溶剤、タールピッチ等	
④ 廃酸	写真定着液、硫酸、各種有機酸類等すべての酸性廃液	
⑤ 廃アルカリ	写真現像液、ソーダ液、金属石鹼液等	
⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもの タイヤ、ゴムバンド、塗料かす、ビニール製品、プラスチック製品・容器、フレコンバッグ、PPバンド、発砲包装材、合皮製品等	・従業員が事業所で飲食した弁当がら等のプラ容器、菓子のプラ袋、ペットボトル含む
⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず	・合成ゴムは廃プラスチック
⑧ 金属くず	鉄鋼、非鉄金属、研磨くず等 鍋、金属缶、刃物、クリップ、ロッカー等	
⑨ ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器製品、製造過程で生じるアスファルト・コンクリートくず・レンガくず・タイル・石膏ボード等	・建設工事に伴って生じたコンクリートくずは、⑪がれき類
⑩ 鉱さい	溶解炉かす、鋳物砂、不良石灰等	
⑪ がれき類	建設工事に伴って生じたコンクリート片・レンガ片・瓦破片・アスファルト片等	
⑫ ダスト類 (ばいじん)	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	
⑬ 産廃を処分するために処理したもので他の産廃に分類されないもの		

事務作業の中で出た機械や筆記具、従業員の飲食で出たペットボトルや弁当容器等、事業活動（お仕事）で出たプラスチック類、金属類、ガラス類等はすべて産業廃棄物です。

特定の事業活動（業種）で産業廃棄物になるもの		
品目	例・注意点	産業廃棄物になる業種
⑭ 紙くず	段ボール、紙箱、新聞紙、本、雑誌、カタログ、チラシ、紙くず、梱包紙、紙粘土、封筒、書類等	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る）、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業
⑮ 木くず	剪定枝、木製家具、木製食器、建設廃材、パレット等 [パレットはすべての業種で産業廃棄物]	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業
⑯ 繊維くず	大部分が天然繊維で構成される布くず、畳、繊維くず、ウエス、ロープ、衣類、布団、雑巾、おしぼり等 [化学繊維を50%以上含む場合は産業廃棄物（廃プラスチック類）]	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く）
⑰ 動植物性残さ	魚の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、製品くず（不良品・賞味期限切れ）、食べ残し等	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
⑱ 動物系固形不要物	牛・豚・食鳥等の骨等	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
⑲ 動物のふん尿	牛・馬・ニワトリ・愛玩動物等のふん尿 [ブリーダー業の場合は産業廃棄物、ペットショップの場合は一般廃棄物]	畜産農業
⑳ 動物の死体	牛・馬・ニワトリ・愛玩動物等の死体 [ブリーダー業の場合は産業廃棄物、ペットショップの場合は一般廃棄物]	畜産農業

※業種は日本標準産業分類を参考にしてください

●廃棄物の状態によっては、「特別管理廃棄物（爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性情を有する廃棄物）」となる可能性がありますので、廃棄物の性質を確認するようにしてください。

●処分する前の廃棄物は、周辺に飛散・流出・地下への浸透・悪臭の漏れ・害虫の発生がないよう保管・管理してください。

ごみの廃棄方法

市の資源収集（常設場、拠点場、公共施設の使用済みインクカードリッジ・電池回収等）は、家庭から出た資源のみ回収しています。事業活動で出た資源は出すことができませんので、持ち込まないでください。

産業廃棄物の廃棄方法

産業廃棄物を西知多クリーンセンターに持ち込むことはできません。

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第11条）」において、事業者が自ら処理しなければならないと定められています。処理するときは民間の産業廃棄物処理業者へ委託してください。処理についてはマニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付や書面での契約等が必要ですので、処理業者と事前に確認してください。

なお、処理を委託する場合は、産業廃棄物の収集運搬・処理の許可を持つ業者を選定してください。（本市の場合、産業廃棄物の種類ごとに県が許可を出しますので、処理したい産業廃棄物の許可を持っているか業者に確認してください。）

産業廃棄物処理業者の紹介
についてはこちら

一般社団法人愛知県産業資源循環協会
電 話 052-332-0346



愛知県産業資源
循環協会HP

産業廃棄物処理業者の許可
・産業廃棄物の適正処理
についてはこちら

知多県民事務所環境保全課
（廃棄物対策グループ）
電 話 0569-21-8111



愛知県環境局
資源循環推進課HP

事業系一般廃棄物の廃棄方法

事業系一般廃棄物の中には、資源になるものが多く含まれていますので、再資源化事業者に委託し、できる限りリサイクルしてください。

リサイクルできないものは、一般廃棄物収集運搬の許可を持つ業者に収集運搬を委託するか、西知多クリーンセンターに自己搬入してください。

一般廃棄物収集運搬許可業者
についてはこちら

東海市の許可を持つ業者に委託してください



東海市
ホームページ

西知多クリーンセンターに
自己搬入する場合について
はこちら

西知多クリーンセンター

所在地 知多市北浜町11-4

電話 0562-57-3789

受付日時 月～土曜日 午前9時～午後4時

処理費 10kgまでごとに200円
(10円未満切捨て)



西知多
クリーンセンター
ホームページ

「3R」のすすめ

Reduce (リデュース) …ごみを生まない

Reuse (リユース) …くり返し使う

Recycle (リサイクル) …再資源化

事業所の中でごみの減量やリサイクルを推進することはメリットがたくさんあります。それぞれの事業所のごみの特性を把握し、3Rを実践してください。

●コスト削減

ごみを減らすことにより、ごみ処理にかかるコストを削減できます。また、古紙等の資源を売却することで売却益を得ることができます。

●イメージアップ

環境保全や地域貢献等、市民も関心の高い環境問題への配慮は企業のイメージアップにつながります。

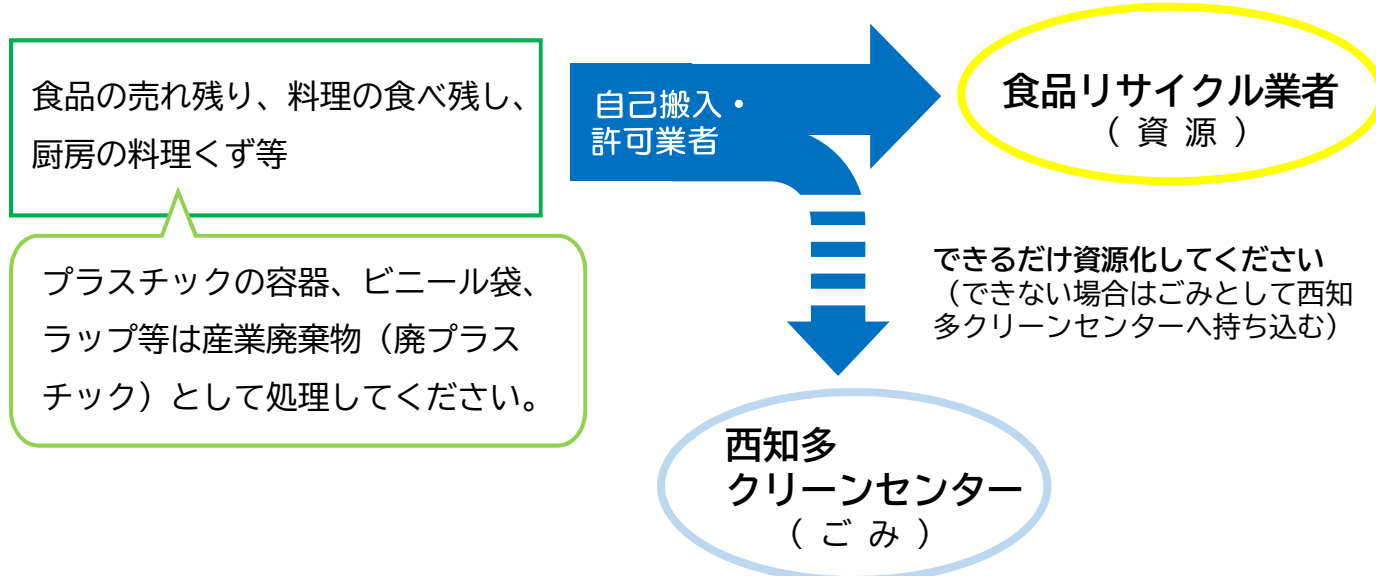
●意識改革

在庫量の見直しや食品ロス削減に取り組むことにより、従業員の意識の向上や企業経営の見直しにつながります。

事業系一般廃棄物の分け方・出し方

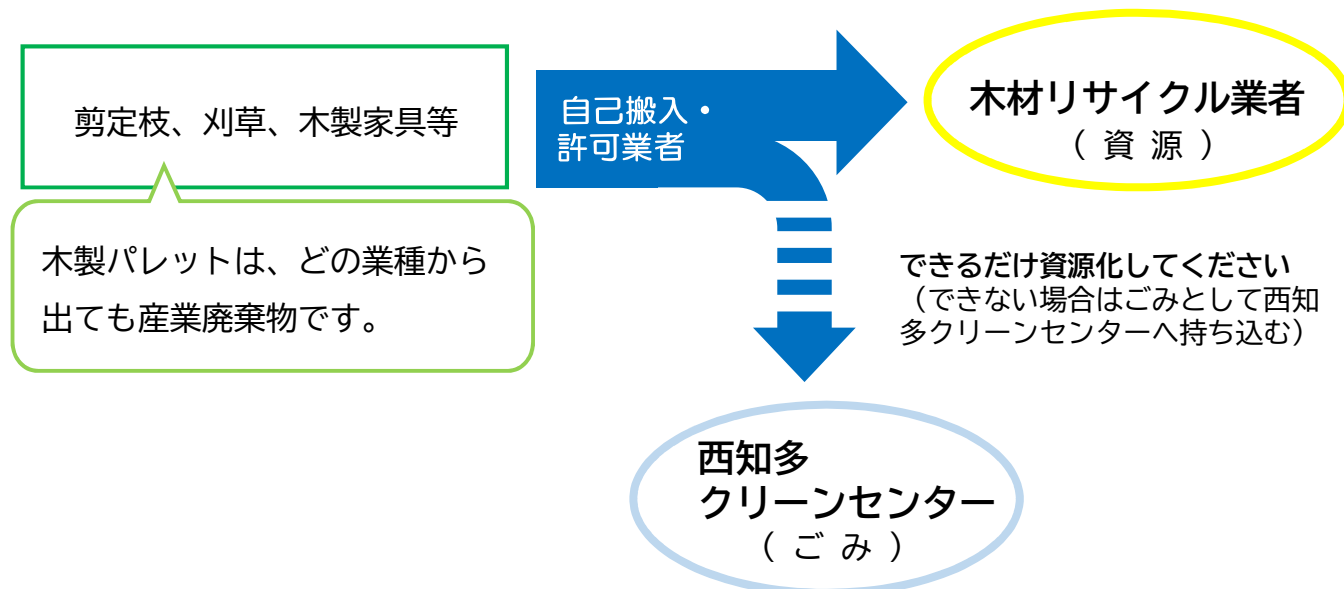
食品・生ごみ

※食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から出た場合は産業廃棄物として処理してください。



木くず（剪定枝・刈草・木製家具）

※建設業（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から出た場合は産業廃棄物として処理してください。



古紙・紙類

※建設業（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る）、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業から出た場合は産業廃棄物として処理してください。

リサイクルできるもの

新聞紙、段ボール、紙パック、
雑誌、雑がみ等

雑がみ…書類、コピー用紙、チラシ、
名刺、封筒、包装紙、紙袋、紙箱等

自己搬入・
許可業者

古紙業者
（資源）

できるだけ資源化してください
（できない場合はごみとして西知
多クリーンセンターへ持ち込む）

リサイクルできないもの（禁忌品）

防水加工紙、圧着はがき、感熱紙、カーボン紙、
ワックス加工紙、匂いのついた紙、金銀コー
ティング紙、捺染紙、写真、不織布、ラミネー
ト紙、食べ物がついた紙等

自己搬入・
許可業者

西知多
クリーンセンター
（ごみ）

コーティングや特殊加工がされた紙、シミ汚れや匂いのついた紙、紙以外の素材
（布、金具、フィルム等）がついたものはリサイクルできません。



家電・パソコンのリサイクル

家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）

事業所等で使用したエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機で、家庭用に製造されたものは、「家電リサイクル法」により適切に処理することが定められています。（業務用として製造されたものは家電リサイクル法対象外です。産業廃棄物として処分してください。）

家庭用として製造された
エアコン、テレビ、冷蔵庫・
冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

販売店に依頼

許可業者に収集運搬を委託

指定引取場所に搬入

①郵便局で家電リサイクル券を購入する。

※料金は家電リサイクル券センター

（0120-31-9640）で確認してください

②家電リサイクル券と機器本体を指定引取所に搬入する。

<近隣の指定引取所>

◇岡山県貨物運送(株)

東海市新宝町507-39 電話052-825-3031

◇トーエイ(株)

常滑市大曾町4-64 電話0569-36-3317

パソコン

事業所等で使用したパソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、リサイクルしてください。

パソコン
(ハードディスク、ディスプ
レイ、ノートパソコン等)

(株)リネットジャパンに依頼

各メーカーに依頼

パソコン3R推進協会に依頼



(株)リネットジャパン
ホームページ



パソコン3R推進協会
ホームページ

資源物回収業者等の問合せ先

もっぱ ぶつ
専ら物・ペットボトル

令和7年3月
順不同

回収場所	取扱品目						所在地	電話番号
	紙類 ※	布類	スチール缶	アルミ缶	びん類	ペットボトル		
(株)オノセイ 東海リサイクルセンター	○	○	○	○			名和町三番割下 31-3	052- 689-5556
(株)オノセイ 東海ステーション 大府東海IC	○		○	○			加木屋町山之脇 33番第2	052- 689-5556
(株)オノセイ 東海ステーション洞ヶ山	○		○	○			荒尾町洞ヶ山 59-1	052- 689-5556
(株)オノセイ 東海ステーション横須賀	○						養父町北堀畑10	052- 689-5556
(株)オノセイ 東海ステーション荒尾	○						荒尾町若宮20-1	052- 689-5556
コシココ！ 三洋堂書店大田川店	○	○					大田町畑間7-1	052- 891-2729
エコファミリー 大田川ステーション	○	○					大田町的場 116-1	058- 241-8077
(株)上野清掃社 エコステーション	○	○	○	○	○	○	名和町二番割下 50-8	052- 604-5353
トミタ 有価エコステーション		○	○	○		○	名和町北三ヶ月 18-2	052- 602-1833

※「紙類」…新聞、雑誌、雑がみ、紙パック、段ボール
(コシココ！三洋堂書店大田川店では紙パックの回収はしていません)

・取扱品目の詳細、金額、受入時間等について、持ちこむ前に業者に連絡し確認してください。

木材

木材開発株式会社 東海工場

所在地：浅山三丁目16 電話番号：052-601-4251

・取扱品目の詳細、金額、受入時間等について、持ちこむ前に業者に連絡し確認してください。

<編集・発行>

東海市環境経済部リサイクル推進課

〒476-0003 東海市荒尾町奥山10-48 リサイクルセンター

電 話 052-601-2053

FAX 052-689-1166

<発行年月>

令和7年（2025年）5月